

第3部 資料

1 「大泉町 みらい創造羅針盤」策定の経過

■ 基本構想及び実施計画（2019年度～2021年度）の策定

平成29年	8月 7日	庁議
	9月27日	第1回策定推進委員会
	10月10日	第1回策定推進委員会合同部会
	31日	総合計画職員説明会
	12月 6日	第2回策定推進委員会部会
	19日	第2回策定推進委員会
平成30年	1月10日	アンケート調査実施（～1月24日）
	4月20日	第3回策定推進委員会部会
	27日	第3回策定推進委員会
	5月 7日	勤労者向けアンケート調査実施（～5月23日）
	16日	第4回策定推進委員会
	24日	第4回策定推進委員会部会
	30日	第5回策定推進委員会
	6月 8日	第6回策定推進委員会
	15日	第7回策定推進委員会
	19日	町長ヒアリング
	28日	第8回策定推進委員会
	7月 5日	庁議
	19日	議会全員協議会
	24日	第1回総合計画審議会
	26日	パブリックコメント実施（～8月31日）
	9月21日	第9回策定推進委員会
	10月 5日	第2回総合計画審議会
	12日	第10回策定推進委員会
	18日	庁議
	11月16日	第3回総合計画審議会
	12月 6日	議会全員協議会
	11日	12月議会定例会（基本構想の策定）
平成31年	1月16日	第11回策定推進委員会
	25日	第12回策定推進委員会
	31日	総合計画職員説明会
	2月 7日	庁議

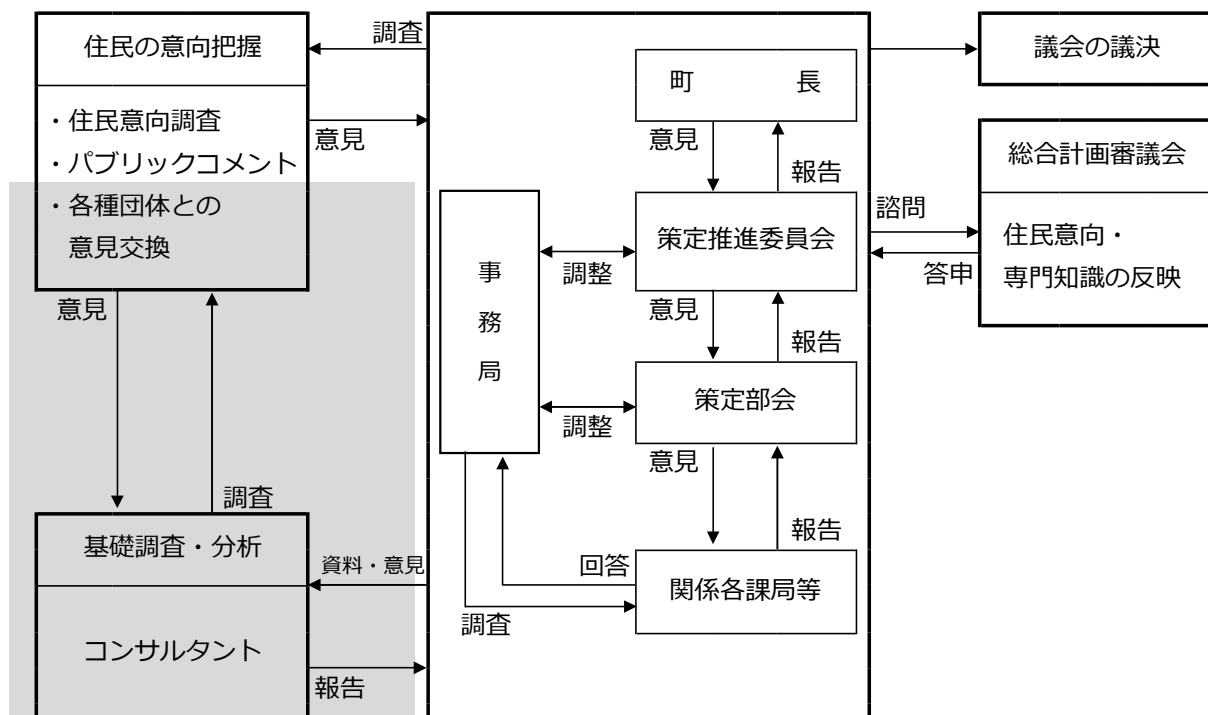
■ 基本構想の修正及び第二期実施計画（2022年度～2025年度）の策定

令和2年	12月	3日	庁議
令和3年	2月	24日	第1回策定推進委員会
	3月	25日	第2回策定推進委員会
	4月	27日	第3回策定推進委員会
	5月	12日	第1回策定推進委員会部会（～5月21日）
		27日	第4回策定推進委員会
	6月	3日	議会全員協議会
		11日	第5回策定推進委員会
		23日	第6回策定推進委員会
	7月	1日	第7回策定推進委員会
		8日	町長ヒアリング
		15日	庁議
	8月	5日	議会全員協議会
		6日	パブリックコメント実施（～9月10日）
	9月	17日	第8回策定推進委員会
		24日	第1回総合計画審議会（文書会議）
10月	14日	第9回策定推進委員会（文書会議）	
	21日	庁議	
11月	2日	第2回総合計画審議会	
	29日	第2回策定推進委員会部会（～12月22日）	
12月	2日	議会全員協議会	
	7日	12月議会定例会（基本構想の変更）	
令和4年	1月	20日	第10回策定推進委員会
	3月	16日	第11回策定推進委員会（文書会議）
		17日	町長決裁

■ 基本構想の修正及び第三期実施計画（2026年度～2029年度）の策定

令和6年	12月5日	庁議
令和7年	2月17日	第1回策定推進委員会
	3月25日	第2回策定推進委員会
	4月23日	第3回策定推進委員会（文書会議）
	5月1日	第1回策定推進委員会部会（～5月13日）
	22日	第4回策定推進委員会
	6月5日	第5回策定推進委員会
	19日	第6回策定推進委員会
	7月3日	第7回策定推進委員会
	10日	庁議
	8月7日	議会全員協議会
	12日	パブリックコメント実施（～9月10日）
	9月25日	第8回策定推進委員会
	10月9日	第1回総合計画審議会
	11月12日	第2回総合計画審議会（文書会議）
12月4日	議会全員協議会	
令和8年	12月9日	12月議会定例会（基本構想の変更）
	15日	第2回策定推進委員会部会（～令和8年1月7日）
	2月13日	第9回策定推進委員会
	2月27日	第10回策定推進委員会（文書会議）
	3月16日	町長決裁

2 「大泉町 未来創造羅針盤」策定の実施体制



※網掛けで覆っている箇所は、平成 30 年度の本計画策定時に実施したものです。

※第三期実施計画（2026～2029 年度）より、既存の施策体系を継承しつつ、総合計画の将来都市像の方向性が共通する「地方版総合戦略」と一体的に策定し、人口減少対策や地域活性化を分野横断で推進します。

■ 総合計画審議会（兼：人口ビジョン・総合戦略検討委員会）

町長が委嘱する、各公共団体の役職員や学識経験者で組織し、町長の諮問に応じ、総合計画、人口ビジョン及び総合戦略に関する事項について調査及び審議する機関です。

■ 総合計画策定推進委員会（兼：総合戦略等策定委員会）

委員長、副委員長、委員から組織し、委員長を副町長、副委員長を教育長、委員を各部長等とする、総合計画、人口ビジョン及び総合戦略の策定及び推進に係る事務を所掌する組織です。

■ 総合計画策定推進委員会部会（兼：総合戦略等策定部会）

部会員で組織し、総合計画、人口ビジョン及び総合戦略の策定及び推進に係る調査研究を行うための組織で、部会員は各課長等としています。

3 大泉町総合計画審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、大泉町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、大泉町総合計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 公共団体等の役職員

(2) 学識経験を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該諮問に係る審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長1人をおく。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画部において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は町長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 大泉町建設審議会条例（昭和32年大泉町条例第25号）は、廃止する。

附 則（昭和50年12月25日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年6月3日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年9月8日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年3月24日）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月10日）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年6月19日）

この条例は、平成12年9月1日から施行する。

附 則（平成13年12月17日）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月14日）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月20日）

この条例は、平成19年1月1日から施行する。

附 則（平成21年12月14日）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

4 大泉町人口ビジョン・総合戦略検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づく地方人口ビジョン及び地方版総合戦略（以下「総合戦略等」という。）の策定及びその効果の検証に関し、客観的な立場から幅広く意見を聴取するため、大泉町人口ビジョン・総合戦略検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、意見を述べるものとする。

- (1) 総合戦略等の策定に関すること。
- (2) 総合戦略等の検証に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 自治会を代表する者
- (3) 商工業関係団体を代表する者
- (4) 農業関係団体を代表する者
- (5) 金融機関を代表する者
- (6) 労働団体を代表する者
- (7) 報道機関関係の者
- (8) 福祉関係団体を代表する者
- (9) 子どもの保護者を代表する者
- (10) 群馬県の職員
- (11) その他特に町長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会議を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、特に必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、資料の提出及び意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画部企画戦略課が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則（平成27年4月28日）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成27年7月7日）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成30年3月28日）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

5 大泉町総合計画審議会委員名簿

※大泉町人口ビジョン・総合戦略検討委員会との兼務は第三期実施計画より。

■ 基本構想及び実施計画（2019年度～2021年度）の策定時

所属・役職等	氏名
大泉町教育委員会 教育長職務代理者（審議会 会長）	高倉 圭子
大泉町農業委員会 会長（審議会 副会長）	持田 一郎
大泉町区長会 会長	岩崎 正男
大泉警察署 署長	荒船 和男
群馬県邑楽館林振興局 局長	小宮 利夫
大泉国際交流協会 会長	糸井 昌信
大泉町協働のまちづくり推進懇談会 座長	中村 京子
大泉町社会福祉協議会 会長	神長 泰弘
大泉町民生委員児童委員協議会 会長	坂本 勝三
館林市邑楽郡医師会 副会長	松本 恵理子
大泉町商工会 会長	茂木 透
大泉町内小中学校校長会 会長	岩上 秀明
大泉町青少年育成推進員連絡協議会 会長	橋本 浩樹
大泉町スポーツ文化振興事業団 理事長	川田 登志雄
関東学園大学 教授	林 仁史
上毛新聞社東毛総局 局長	久保田 健
大泉保育福祉専門学校 学校長	齋藤 ソノ子
大利根金属工業協同組合 理事長	米澤 雄大
群馬銀行大泉支店 支店長	横田 勇起
ONN労働組合 書記長	鈴木 智秀

■ 基本構想の修正及び第二期実施計画（2022年度～2025年度）
の策定時

所属・役職等	氏名
関東学園大学 教授（審議会 会長）	林 仁史
オン・セミコンダクター労働組合 書記長（審議会 副会長）	鈴木 智秀
大泉町農業委員会 会長	久保田 眞司
大泉町商工会 会長	茂木 透
大利根金属工業協同組合 代表	青木 聡
群馬銀行大泉支店 支店長	稲村 勤
群馬県東部振興局 地域支援員	片山 翔平
大泉国際交流協会 会長	糸井 昌信
大泉町社会福祉協議会 会長	岩瀬 寿夫
館林市邑楽郡医師会 副会長	松本 恵理子
大泉町自治会連絡協議会 会長	岩崎 正男
館林行政県税事務所 所長	武政 秀明
大泉町内小中学校校長会 代表	横山 みどり
大泉町私立幼稚園・認定こども園協会 書記	西本 良枝
上毛新聞社東毛総局 局長	坂西 恭輔
弁護士	神尾 真澄

■ 基本構想の修正及び第三期実施計画（2026年度～2029年度）
の策定時

所属・役職等	氏名
関東学園大学 教授（審議会 会長）	林 仁史
大泉国際交流協会 会長（審議会 副会長）	糸井 昌信
大泉町農業委員会 会長	久保田 眞司
大泉町商工会 会長	茂木 透
大利根金属工業協同組合 理事長	坂本 直樹
連合群馬館林地域協議会 支部事務局長	斉藤 優樹
群馬銀行大泉支店 支店長	中村 育義
群馬県東部振興局 局長	柴野 敦雄
大泉町社会福祉協議会 会長	細田 順一
館林市邑楽郡医師会 会長	松本 恵理子
大泉町自治会連絡協議会 幹事	関田 正雄
大泉町内小中学校校長会 代表	栞原 百合
大泉町私立幼稚園・認定こども園協会 代表	阿部 聡子
上毛新聞社東毛総局 読者局販売部次長	須藤 拓生
弁護士	神尾 真澄
大泉保育福祉専門学校 学校長	須永 俊彦
大泉町PTA連絡協議会 会長	吉澤 寿人
群馬県デジタルトランスフォーメーション課 DX 主監	麦倉 智史

6 大泉町総合計画策定推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 大泉町総合計画を策定し、及び推進するため、大泉町総合計画策定推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(総合計画)

第2条 この要綱において「大泉町総合計画」とは、町政の総合的な計画をいい、次に掲げる基本構想及び実施計画から構成されるものをいう。

(1) 基本構想 総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本的な指針として、本町の特性を踏まえたまちづくりの基本理念や将来都市像を示し、かつ、長期的な視点に立った基本目標を示すものをいう。

(2) 実施計画 基本構想における基本目標に基づき、当該基本目標を達成するために必要となる主要な施策を示す計画をいう。

(所掌事項)

第3条 委員会は、大泉町総合計画の策定及び推進に係る事項を所掌する。

(組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副町長をもって充てる。

3 副委員長は、教育長をもって充てる。

4 委員は、別表第1に掲げる職員をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、委員会の会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 委員会に別表第2左欄に掲げる部会を置き、部会の委員は、同表右欄に掲げる職員をもって充てる。

2 部会に部会長及び副部会長を置き、委員長が指名する部会の委員をもって充てる。

3 部会は、委員会の求めに応じ、大泉町総合計画の策定及び推進に係る調査研究を行う。

4 別表第2中欄に掲げる委員会の委員は、同表左欄に掲げる部会を担任する。

(部会長及び副部会長)

第8条 部会長は、部会の会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(部会の会議)

第9条 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

2 部会長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、企画部企画戦略課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日(令和7年1月24日)から施行する。

別表第1（第4条関係）

総務部長、企画部長、財務部長、健康福祉部長、住民経済部長、都市建設部長、教育部長、長公室長、議会事務局長及び会計管理者

別表第2（第7条関係）

部会	委員会の委員	部会の委員
生活産業都市部会	住民経済部長 及び 都市建設部長	安全安心課長、住民課長、国民健康保険課長、 経済振興課長、農業振興課長、都市整備課長、 土木管理課長、公園下水道課長及び環境整備課 長
教育福祉部会	健康福祉部長 及び 教育部長	福祉課長、高齢介護課長、健康づくり課長、 教育管理課長、教育指導課長、こども課長 及び生涯学習課長
行財政協働部会	総務部長、 企画部長、 財務部長、 長公室長、 議会事務局長 及び会計管理者	長公室次長、総務課長、企画戦略課長、 新庁舎建設室長、情報政策課長、 多文化協働課長、財政課長、契約管財課長、 税務課長、収納課長、会計課長、議会事務局次長 及び監査委員事務局長

※基本構想の修正及び第二期実施計画（2022年度～2025年度）の策定時

部会	委員会の委員	部会の委員
生活産業都市部会	住民経済部長 及び 都市建設部長	安全安心課長、住民課長、国民健康保険課長、 経済振興課長、農業振興課長、都市整備課長、 土木管理課長、都市施設課長及び環境整備課長
教育福祉部会	健康福祉部長 及び 教育部長	福祉課長、高齢介護課長、健康づくり課長、 教育管理課長、教育指導課長、こども課長、 南保育園長、北保育園長、西保育園長、 生涯学習課長、公民館長及び図書館長
行財政協働部会	総務部長、 企画部長、 財務部長、 議会事務局長 及び会計管理者	長公室長、総務課長、企画戦略課長、 情報政策課長、多文化協働課長、財政課長、 契約管財課長、税務課長、収納課長、会計課長、 議会事務局次長及び監査委員事務局長

※基本構想及び実施計画（2019年度～2021年度）の策定時

部会	委員会の委員	部会の委員
生活産業都市部会	住民経済部長 及び 都市建設部長	安全安心課長、住民課長、国民健康保険課長、 経済振興課長、都市整備課長、道路公園課長 及び環境整備課長
教育福祉部会	健康福祉部長 及び 教育部長	福祉課長、高齢介護課長、健康づくり課長、 教育管理課長、教育指導課長、こども課長、 南保育園長、北保育園長、西保育園長、 生涯学習課長、公民館長及び図書館長
行財政協働部会	総務部長、 企画部長、 財務部長、 議会事務局長 及び会計管理者	秘書課長、総務課長、企画戦略課長、 広報情報課長、多文化協働課長、財政課長、 税務課長、収納課長、会計課長、議会事務局次長 及び監査委員事務局長

7 大泉町人口ビジョン・総合戦略策定委員会等設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づく地方人口ビジョン及び地方版総合戦略（以下「総合戦略等」という。）を策定するに当たり、全庁的な合意の形成及び円滑な事務の推進を図るため設置する組織に関し、必要な事項を定めるものとする。

(策定委員会)

第2条 総合戦略等を策定するため、総合戦略等策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

2 策定委員会は、総合戦略等策定部会（以下「策定部会」という。）が作成する総合戦略等の素案について審議し、総合戦略等の原案を作成する。

3 策定委員会は、別表第1左欄に掲げる職にある者をもって組織する。

4 策定委員会の委員長は副町長、副委員長は教育長をもって充てる。

5 委員長は、策定委員会の会議を招集し、その議長となる。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 策定委員会の委員は、別表第1右欄に掲げる策定部会をそれぞれ担任し、担任する策定部会に必要な助言又は指導を行うものとする。

(策定部会)

第3条 総合戦略等の素案を作成するため、別表第2左欄に掲げる策定部会を置く。

2 各策定部会は、別表第2中欄に掲げる事項を所掌し、同表右欄に掲げる職にある者をもって組織する。

3 各策定部会に、部会長1人、副部会長1人及び庶務担当1人を、それぞれ部会員の互選により置く。

4 部会長は、策定部会の会議を招集し、その議長となる。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 庶務担当は、部会の庶務を処理するものとする。

(ワーキンググループ)

第4条 部会長は、必要があると認めるときは、策定部会の補助機関として、ワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループは、部会長の指示に基づき次に掲げる事務を行う。

(1) 総合戦略等の素案の作成に必要な資料の収集、整理及び分析に関する事務

(2) 総合戦略等の素案の作成に必要な事務事業又は計画の調査又は調整に関する事務

(3) その他総合戦略等の素案の作成に必要な事務

3 ワーキンググループは、部会長の要請に基づき、所属長の推薦を受けた職員をもって組織する。

4 ワーキンググループに、リーダー1人、サブリーダー1人及び庶務担当1人を置き、部会長がそれぞれ指名する。

5 リーダーは、部会長の指示に基づき組織員を指揮し、第2項各号に掲げる事務を掌理する。

6 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるとき又はリーダーが欠けたときは、その職務を代理する。

7 庶務担当は、ワーキンググループの庶務を処理するものとする。

(資料の提出要求等)

第5条 策定委員会、策定部会は、必要があるときは、関係職員に対し、資料の提出、説明又は会議の出席を求めることができる。

(策定状況の報告)

第6条 策定委員会は、町長の求めに応じ総合戦略等の策定状況を報告しなければならない。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、企画部企画戦略課が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日（令和7年1月24日）から施行する。

別表第1（第2条関係）

委員	担任する策定部会
副町長	—
教育長	—
総務部長	行財政協働部会
企画部長	行財政協働部会
財務部長	行財政協働部会
健康福祉部長	教育福祉部会
住民経済部長	生活産業都市部会
都市建設部長	生活産業都市部会
教育部長	教育福祉部会
長公室長	行財政協働部会
議会事務局長	行財政協働部会

別表第2（第7条関係）

部会	所掌事項	部会の委員
生活産業都市部会	生活環境、産業振興、基盤整備に関する現状調査、分析と総合戦略等の素案の作成に関すること。	安全安心課長、住民課長、国民健康保険課長、経済振興課長、農業振興課長、都市整備課長、土木管理課長、公園下水道課長及び環境整備課長
教育福祉部会	生涯学習、保健福祉に関する現状調査、分析と総合戦略等の素案の作成に関すること。	福祉課長、高齢介護課長、健康づくり課長、教育管理課長、教育指導課長、こども課長及び生涯学習課長
行財政協働部会	行財政と協働に関する現状調査、分析と総合戦略等の素案の作成に関すること。	長公室次長、総務課長、企画戦略課長、新庁舎建設室長、情報政策課長、多文化協働課長、財政課長、契約管財課長、税務課長、収納課長、会計課長、議会事務局次長及び監査委員事務局長

8 大泉町総合計画に係るアンケート調査（抜粋）

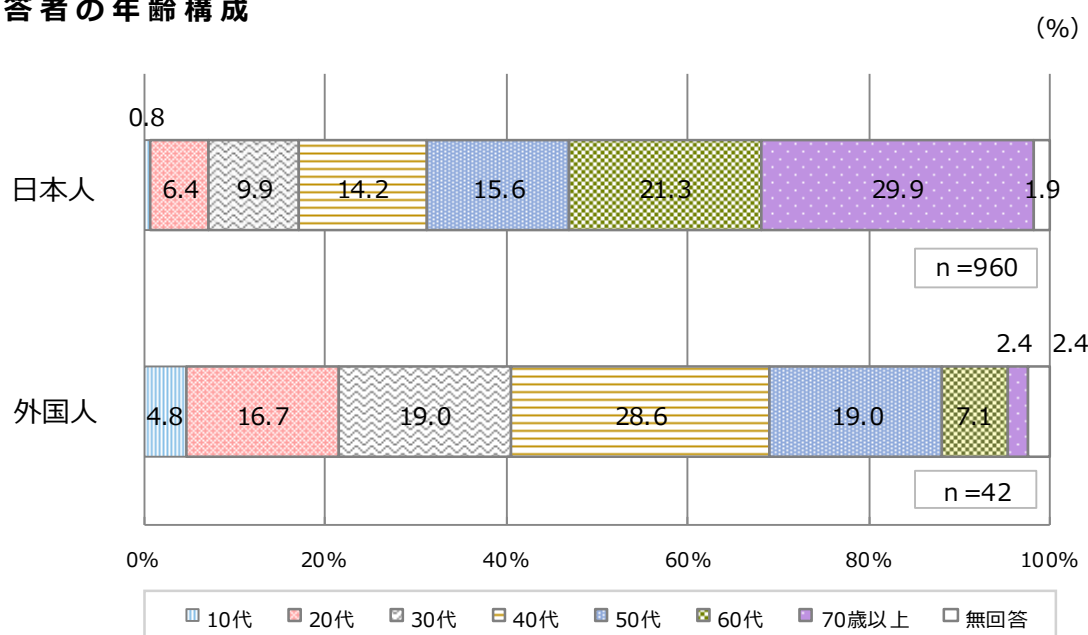
■ 調査概要

平成31年度からの「まちづくりの基本的な考え方」や「目指すべき将来の姿」を明らかにし、その実現に向けた取り組みを示す「次期大泉町総合計画」の策定に際し、まちづくりに対するこれまでの評価とこれからのニーズを把握し、広く住民のみなさまのご意向を反映させることを目的として実施しました。

□ 対象者と実施結果

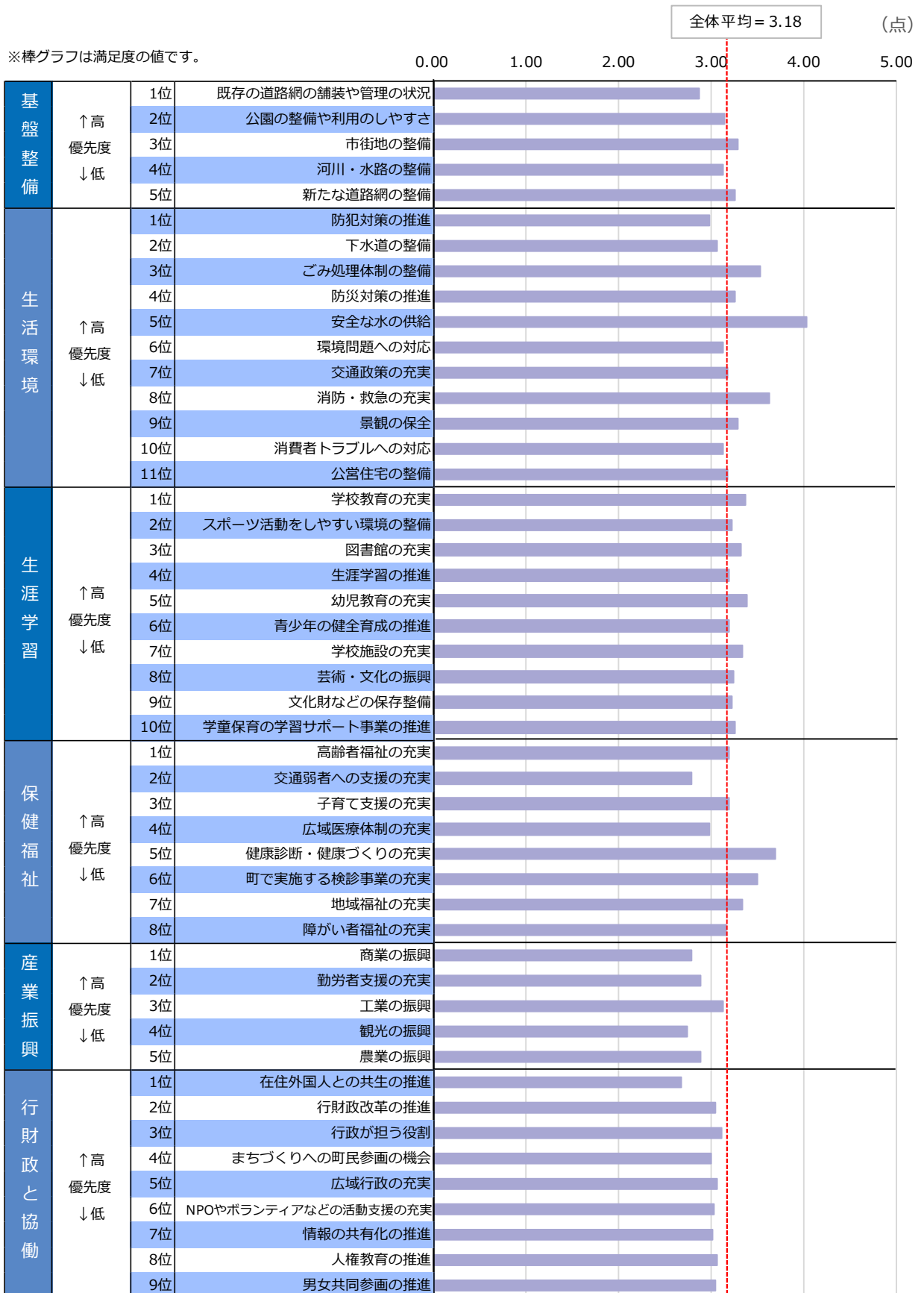
対 象	日 本 人	外 国 人	中 学 生
抽 出 方 法	町内在住の18歳以上の日本人住民から無作為に抽出	町内在住の外国籍住民から無作為に抽出	町内の中学2年生全員
実 施 時 期	平成30年1月	平成30年1月	平成30年1月
実 施 方 法	郵送による配布・回収	郵送による配布・回収	各中学校における配布・回収
配 布 数	3,000 票	500 票	336 票
回 収 数	960 票	42 票	319 票
回 収 率	32.0%	8.4%	94.9%

□ 回答者の年齢構成



■ 今後優先すべき施策について

前総合計画における施策の取り組みについての満足度と優先度について、調査しました。なお、優先度については、基本目標の中での優先度順に示しています。



9 大泉町の宣言

- ・交通安全都市宣言（昭和 37 年 1 月 29 日 議会制定）
交通道德の向上と遵法精神の高揚を図り、悲惨な交通事故の絶滅を期す目的で制定されました。
- ・スポーツ都市宣言（昭和 55 年 12 月 19 日 制定）
大泉町町民憲章に基づき、町民体育館の完成を機に、スポーツをとおして、明るい豊かな大泉町を築くことを目的に制定されました。
- ・非核平和の町宣言（昭和 62 年 6 月 26 日 議会制定）
世界唯一の核被爆国であり、空爆の悲惨さを体験している大泉町の発足 30 周年にあたり、総ての核兵器の廃絶と、永遠の世界平和の達成を目指し制定されました。
- ・文化都市宣言（昭和 62 年 7 月 24 日 制定）
大泉町発足 30 周年にあたり、町民憲章にのっとり、特色ある文化都市をめざし、「創造」「感動」「ふれあい」を理念に制定されました。
- ・ゆとり宣言（平成 2 年 9 月 20 日 議会制定）
労働時間の欧米諸国との均衡を図り、真に豊かな生活を目指し制定されました。
- ・環境宣言（平成 4 年 9 月 25 日 議会制定）
自然環境の破壊は、人類存亡の危機に発展する。自然環境を守ることを目指し制定されました。
- ・人権尊重と福祉の町宣言（平成 6 年 5 月 20 日 制定）
町民一人一人が、お互いの人権を尊重しあらゆる形態の差別をなくし、同和問題等の一日も早い解消を含めて、真に自由にして平等な町づくりの推進と、町民総参加による共に支えあう福祉の町づくりを目指して制定されました。
- ・平和都市宣言（平成 29 年 4 月 8 日 制定）
大泉町発足 60 周年にあたり、戦禍を克服し、生まれ変わったこの緑豊かなふるさとを未来の子どもたちへとつなぎ、平和を願う世界の人々とともに、永久の平和を実現するために制定されました。